

第六十三条第二項前段を次のように改める。

特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條まで（被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。

第六十五條の三第三項中、「その責めに帰することができない理由により」を削り、ときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を、ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

第六十八條第三項中、「第三十五條」の下に、「第三十八條の二」を加え、「第四條の三及び」を「第四條の三第一項及び第二項並びに」に改める。

附則第三條第三項を次のように改める。

書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができ、

附則第十六條第二項ただし書中、「次條第一項」を「附則第十七條第一項」に改め、同條の次に次の一条を加える。

（審判の規定の準用）

第十六條の二 第五十五條の三の規定は、書換登録についての審判に準用する。

附則第十七條第一項中、「第百三十一條の二第一項」の下に、「第二号及び第三号を除く。」を加え、「第百五十六條から第百五十八條まで」を「第百五十六條第一項、第三項及び第四項、第百五十七條、第百五十八條」に、並びに「第百六十七條から第百七十條まで」を、「第百六十七條並びに第百六十八條から第百七十條まで」に、「第百三十一條の二第一項中」を「第百三十一條の二第一項第一号中」に、同項第三号」を「前條第一項第三号」に改め、についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたとき、とを削り、理由についてされるとき」とを、「理由」とに改め、

同法第百三十九條第一号、第二号及び第五号中、「当事者若しくは参加人」とあるのは、「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中、「当事者又は参加人」とあるのは、「当事者、参加人又は登録異議申立人」を、「同法第百五十六條第一項中、「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは、「事件が」に改める。

附則第十九條に次の一項を加える。

第五十五條の三の規定は、書換登録についての審判の確定審決に対する再審に準用する。

附則第二十條中、「同條第二項中」の下に、「第百六十七條から第百六十八條まで」とあるのは、「第百六十七條、第百六十八條」とを加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

この場合において、同法第五十八條第二項中、「第百六十七條の二本文、第百六十八條」とあるのは、「第百六十八條」と読み替へるものとする。

附則第二十二條第二項前段を次のように改める。

特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條まで（被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）

第五條 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中、「第十八條第一項第一号若しくは第二号、同條第二項又は同條第三項」を「第十八條第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く）、第三項又は第四項」に改める。

第八條第四項中、「実費を勘案して」を、「七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において」に改める。

第十二條第三項中、「実費を勘案して」を、「二万千円に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において」に改める。

第十四條中、「第十八條第一項第四号又は同條第三項」を「第十八條第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）又は第四項」に改める。

第十八條第一項中、「次の各号に掲げる」を「第九條（第十五條において準用する場合を含む。）の規定による請求をする」に改め、同項各号を削り、同條第四項中、「第一項」の下に、「及び第二項」を加え、「手数料及び」を「手数料並びに」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中、「第一項第一号、第二号及び第四号」を「第二項の表の中欄」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中、「前項第二号」を「前項の表二の項の中欄」に、「同項」を「前項」に、「同号」を「同表二の項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一	特許庁が国際調査をする国際出願をする者	一件につき十一万円
二	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき一万三千元
三	国際予備審査の請求をする者	一件につき三万六千元

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第六條 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中、「第三年」を「第十年」に改める。

第七條 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五章 事業活動における知的財産権の活用
第一節 特許料の特例等（第五十五條―第五十七條）
第二節 特定通常実施権登録（第五十八條―第七十一條）
を「第五章 事業活動における知的財産権の活用（第五十五條―第七十一條）」に改める。

第二條第二十六項及び第二十七項を削る。

第三十條の十九第九項中、「が電磁的記録」の下に（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次條第二項第二号において同じ。）を加える。

第五章第一節の節名を削り、第五十六條中、「特許法」の下に（昭和三十四年法律第百二十一号）を加え、「第三年」を「第十年」に改める。

第五章第二節の節名を削り、第五十八條から第七十一條までを次のように改める。

第五十八條から第七十一條まで 削除

（産業技術力強化法の一部改正）

第八條 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中、「第三年」を「第十年」に改め、掲げる者」の下に、「であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第一号中、「その特許発明（職務発明（特許法第三十五條第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に限る。）の発明者である」を削り、同項第二号中、「その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中、「その特許発明が」以下この条において同じ。及び、の役員又はその職員のうち専ら研